

島根県報

号外第四六号
平成十五年三月二十八日
(金曜日)

号、様式第十四号、様式第二十四号関係)
2 その他規定の整理(第四条、第二十三条、様式第十一号関係)

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

規則目次

島根県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

(青少年家庭課) 一

島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部

() 一四

を改正する規則

島根県規則第四十四号

島根県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第四十四号

島根県児童福祉法施行細則(昭和二十七年島根県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)の施行について

は、児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号。以下「政令」という。)、児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号。以下「省令」という。)及び里親の認定等に関する省令(平成十四年厚生労働省令第百五十五号。以下「里親省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第九条中「のこす」を「残す」に改める。

第九条の四中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十八条を次のように改める。

(里親の申請)

- 1 母子及び寡婦福祉法及び母子及び寡婦福祉法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。(第二条、第三条、第四条、第五条、第九条、第十条、第十二条、第十三条、第十四条、第十五条、第十六条、第十七条、第十八条、第二十条、第二十一条、第二十二条、様式第一号、様式第十二

用する場合を含む。) に規定する申請書は、里親認定申請書(様式第十七号の一)とする。

2 前項に規定する申請書は、児童相談所長に提出しなければならない。

3 第一項に規定する申請書を受理した児童相談所長は、当該申請書に掲げる事項に関する調査し、意見を付して知事に進達しなければならない。

第十八条の次に次の四条を加える。

(里親認定の取消し)

第十八条の二 里親省令第八条第五号(里親省令第十五条、第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。)に規定する認定の取消しの申請は、里親認定取消申請書(様式第十七号の三)によるものとする。

(里親の登録)

第十八条の三 里親省令第九条(里親省令第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。)に規定する登録の申請は、里親登録申請書(様式第十七号の四)によるものとする。

2 知事は、前項の申請のあつた事項を里親登録簿(様式第十八号)により登録するものとする。

3 里親省令第十条第一項(里親省令第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。)に規定する登録の更新の申請は、里親登録更新申請書(様式第十七号の五)によるものとする。

4 里親省令第十二条第三号(里親省令第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。)に規定する登録の取消しの申請は、里親登録取消申請書(様式第十七号の六)によるものとする。

5 里親省令第十三条第一項(里親省令第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。)に規定する登録を受けた事項について変更が生じたときの届出は、里親登録事項変更届出書(様式第十八号の二)によるものとする。

(事故発生届出書)

第十八条の四 里親省令第十三条第一項(里親省令第十五条、第十七条及び第二十条にお

いて準用する場合を含む。)に規定する委託児童について事故が発生したときの届出は、事故発生届出書(様式第十八号の三)によるものとする。

(児童養育継続困難届出書)

第十九条 省令第三十条に規定する申出は、保護受託者申込書(様式第十七号の二)によ

るものとする。

2 前項に規定する申込書は、児童相談所長に提出しなければならない。

3 第一項に規定する申込書を受理した児童相談所長は、当該申込書に掲げる事項に関する調査し、意見を付して知事に進達しなければならない。

4 知事は、申出をした者を保護受託者として認定したときは、又は認定しないことを決定したときは、遅滞なく、申出をした者に通知するものとする。

5 知事は、前項の規定により認定された保護受託者に係る事項を保護受託者登録簿(様式第十九号)により登録するものとする。

6 知事は、前項の規定により登録した保護受託者がその登録の取消しを申請したときはその要件を欠くに至つたときは、その登録を取り消すことができる。

第三十条中「左に」を「次に」に改める。

様式第十号の一から様式第十一号までの様式中「照合」を削る。

様式第十七号の一及び様式第十七号の一を次のように改める。

様式第17号の1(第18条関係)

里親認定申請書

島根県知事 様

養育
 親族
 短期
 専門

里親の認定を受けたいので、里親の認定等に関する省令

第6条第1項
 第15条において準用する同令第6条第1項
 第17条において準用する同令第6条第1項
 第20条において準用する同令第6条第1項

の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者 氏 名

印

氏 名

印

申 請 者	フリガナ		年齢	性別	フリガナ		年齢	性別
	氏名				氏名			
	職業				職業			
	健康状態				健康状態			
	住所							
電話番号				ファクシミリ番号				
同 居 の 家 族	氏名		年齢	性別	続柄	職業		健 康 状 態
里親になることを希望する理由								
児童に対する希望等								

添付書類

- 1 申請者及びその同居の家族の履歴書
- 2 申請者の居住する家屋の平面図

様式第17号の2(第19条関係)

保護受託者申込書

島根県知事 様

保護受託者の認定を受けたいので、児童福祉法施行令第30条の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住 所
氏 名

(印)

申 請 者	フリガナ		年齢	性別	職業	
	氏名				健康状況	
	事業所名				経験年数	
	事業内容					
	児童を従事させる仕事内容					
事務所住所						
電話番号				ファクシミリ番号		
自宅住所						
電話番号				ファクシミリ番号		
従業員数	人	児童の同居の可否				
うち男性	人	同居可の場合の住居の状況(建物の構造・児童の部屋等)				
うち女性	人					
うち未成年従業員数	人					
児童の同居が可能な場合の家族の状況						
氏名		年齢	性別	職業	健康状態	その他
保護受託者になることを希望する理由						

添付書類

- 1 事業の概要のわかる資料
- 2 申請者の事業所付近の状況のわかる地図

様式第17号の3(第18条の2関係)

様式第17号の二の次に次の四様式を加える。

里親認定取消申請書

島根県知事 様

養育
 親族
 短期
 専門

里親の認定の取消しを受けたいので、里親の認定等に関する省令
 第8条第5号
 第15条において準用する同令第
 第17条において準用する同令第
 第20条において準用する同令第

8条第5号
 8条第5号
 8条第5号

の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者	住 所	
	氏 名	印
	氏 名	印
	電話番号	

申 請 者	フリガナ		年 齡	性 別
	氏 名			
	フリガナ		年 齡	性 別
	氏 名			
認定の取消しを申請する理由				

様式第17号の4(第18条の3関係)

里親登録申請書

島根県知事 様

養育
短期
専門

里親に係る登録を受けたいので、里親の認定等に関する省令
第9条
第17条において準用する同令第9条
第20条において準用する同令第9条

規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者 氏 名

印

氏 名

印

申 請 者	フリガナ		性別	フリガナ		性別
	氏名			氏名		
	生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日		
	住所					
	電話番号	年 月 日	ファクシミリ番号			
認定年月日						

登録年月日	※ 年 月 日		
登録番号	※	登録番号	※

注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

2 ※印欄には記入しないでください。

様式第17号の5（第18条の3関係）

里親登録更新申請書

島根県知事 様

（養育）
（短期） 里親に係る登録を更新したいので、里親の認定等に関する省令 第10条第2項
（専門） 第17条 第20条 において準用する同令

第9条の規定により、次のとおり申請します。

年　月　日

住　所

申請者　氏　名

印

氏　名

印

申 請 者	フリガナ		性別	フリガナ		性別
	氏　名			氏　名		
	生年月日	年　月　日	生年月日	年　月　日		
	住　所					
	電話番号	年　月　日	ファクシミリ番号			
認定年月日	年　月　日					

更新年月日	※	年　月　日
-------	---	-------

注　※印欄には、記入しないでください。

様式第17号の6(第18条の3関係)

里親登録取消申請書

島根県知事 様

養育
 短期
 専門 } 里親に係る登録の取消しを受けたいので、里親の認定等に関する省令
 11条第3号 } の規定により、次のとおり申請します。
 11条第3号 } 第11条第3号
 第17条において準用する同令第
 第20条において準用する同令第

年 月 日

	住 所	
申請者	氏 名	印
	氏 名	印
	電話番号	

申 請 者	フリガナ		年 齡	性 別
	氏 名			
	フリガナ		年 齡	性 別
	氏 名			
登録の取消しを申請する理由				

様式第18号（第18条の3関係）

様式第十八号を次のように改める。

里親登録簿

登録番号								
フリガナ			性別	フリガナ			性別	
氏名				氏名				
生年月日	年月日			生年月日	年月日			
電話番号				ファクシミリ番号				
住所								
職業								
健康状態								
家族の状況	氏名				職業			健康状況
	性別		生年月日	年月日				
	氏名				職業			健康状況
	性別		生年月日	年月日				
	氏名				職業			健康状況
	性別		生年月日	年月日				
	氏名				職業			健康状況
	性別		生年月日	年月日				
申請年月日	年月日							
認定年月日	年月日							

更新年月日	年月日						
更新年月日	年月日						
更新年月日	年月日						
更新年月日	年月日						
里親になった動機及び児童に対する希望等							
委託の記録							
その他（変更事項等）							

様式第18号の2(第18条の3関係)

様式第十八号の次に次の三様式を加える。

里親登録事項変更届出書

島根県知事 様

養育
短期
専門

里親に係る登録を受けている事項について下記のとおり変更があつたので、里親の認定等に関する

省令 第13条第1項
第17条において準用する同令第13条第1項
第20条において準用する同令第13条第1項

の規定により届け出ます。

年 月 日

住 所

フリガナ

届出者

氏 名

(印)

電話番号

記

変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	年 月 日

様式第18号の3（第18条の4関係）

事故発生届出書

島根県知事 様

（養育）
 親族
 短期
 専門} 里親として養育している児童について下記のとおり事故があつたので、里親の認定等に関する省令

{ 第13条第1項
 第15条において準用する同令第13条第1項
 第17条において準用する同令第13条第1項
 第20条において準用する同令第13条第1項 } の規定により届け出ます。

年 月 日

住 所

フリガナ

届出者 氏 名

㊞

電話番号

記

事故のあつた児童	フリガナ			年齢	性別
	氏名				
養育を開始した年月日	年 月 日				
事故の発生した日時					
事故の発生した状況					
事故発生後の対処の状況					
児童の現在の状況					

様式第18号の4 (第18条の5関係)

児童養育継続困難届出書

島根県知事 様

養育
 親族
 短期
 専門

里親として児童の養育を継続することが困難となつたので、里親の認定等に関する省令
 第13条第2項
 第15条において
 第17条において
 第20条において

準用する同令第13条第2項
 準用する同令第13条第2項
 準用する同令第13条第2項

の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

フリガナ

氏 名

印

フリガナ

氏 名

印

電話番号

養育している児童	フリガナ		年齢	性別
	氏名			
	フリガナ		年齢	性別
	氏名			
養育を継続することが困難となつた日	年 月 日			
養育を継続することが困難となつた理由				

様式第19号（第19条関係）

様式第十九号を次のように改める。

保護受託者登録簿

登録番号				
フリガナ		性別	事業所名	
氏名			住所	
生年月日	年	月	日	職業
電話番号			ファクシミリ番号	
事業の概要				
申請年月日	年	月	日	
認定年月日	年	月	日	

更新年月日	年	月	日
更新年月日	年	月	日
更新年月日	年	月	日
更新年月日	年	月	日
その他（変更事項、特記事項等）			

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第四十五号

島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則（昭和五十七年島根県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「法第十一条、法第十二条」を「法第十三条、法第十四条」に改め、同条第二号中「第十九条の二第一項」を「第三十二条第一項」に、「法第十条第一項及び第三项、法第十九条の二第三項」を「法第十三条第一項及び第三项、法第三十二条第三項」に、「第十二条」を「第十四条」に改め、同条第四号中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第五号中「第五条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条第七号中「第五条第四項」を「第六条中「第五条第三項」を「第六条第三項」に改め、同条第七号中「第五条第四項」を「第六条中「第五条第三項」に改め、同条第六号中「第六项」に改める。

第三条中「第八条第一項」を「第九条第一項」に、「第二十九条」を「第三十八条」に改め、同条第二号中「世帯主」の下に「（法第十三条第一項の規定により配偶者のない女子が民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により現に扶養している児童が母子福祉資金の貸付けを受けようとする場合にあつては当該配偶者のない女子、法第三十二条において準用する法第十三条第一項の規定により寡婦が民法第八百七十七条の規定により扶養している二十歳以上である子その他これに準ずる者（以下「二十歳以上である子等」という。）が寡婦福祉資金の貸付けを受けようとする場合にあつては当該寡婦）」を加える。

第四条各号列記以外の部分中「第十条第一項」を「第十三条第一項」に、「第十九条の二第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条第三号中「第十条第一項」を「第十三条第一項」に改め、「（明治二十九年法律第八十九号）」を削り、「扶養しているもの」の下に「又はその扶養している児童」を加え、同号ロ中「第十九条の二第一項」を「第十二条第一項」に、「第十条第一項」を「第十三条第一項」に、「及び当該貸付けを受けようとする者」を「又は寡婦であつて民法第八百七十七条の規定により二十歳以上ある子等を扶養しているもの若しくはその扶養している二十歳以上である子等であることを証する書類及び当該寡婦」に改め、同条第四号イ中「第六条第一号」を「第七条第一号」に、「第二十七条第一号」を「第三十六条第一号」に、「第六条第二号」を「第七条第一号」に、「第二十七条第二号」を「第三十六条第二号」に改め、同号ロ中「第六条第三号」を「第七条第三号」に、「第二十七条第三号」を「第三十六条第三号」に改め、同号ハ中「第六条第四号」を「第七条第四号」に、「第二十七条第四号」を「第三十六条第四号」に改め、同号ニ中「第六条第五号」を「第七条第五号」に、「第二十七条第五号」を「第三十六条第五号」に改め、同号ホ中「第六条第六号」を「第七条第六号」に、「第二十七条第六号」を「第三十六条第六号」に改め、同号ヘを次のように改める。
 ヘ 医療介護資金（令第七条第七号に掲げる資金及び令第三十六条第七号に掲げる資金をいう。）
 (1) 令第七条第七号イの場合 診断及び所要経費見込書（様式第七号）
 (2) 令第七条第七号ロの場合 当該介護に係る費用の総額、利用者負担額及び介護を受ける期間を確認できる書類

第四条第四号ヌ中「第六条第十一号」を「第七条第十二号」に、「第二十七条第十二号」を「第三十六条第十二号」に改め、同号ヌを同号ルとし、同号リ中「第六条第十号」を「第七条第十一号」に、「第二十七条第十一号」を「第三十六条第十一号」に改め、同号リを同号ヌとし、同号チ中「第六条第九号」を「第七条第十号」に、「第二十七条第十号」を「第三十六条第十号」に改め、同号チを同号リとし、同号ト中「第六条第八号」を「第七条第九号」に、「第二十七条第九号」を「第三十六条第九号」に改め、同号トを同号チとし、同号ヘの次に次のように加える。

ト 生活資金（令第七条第八号に掲げる資金及び令第三十六条第八号に掲げる資金をいう。）

(1) 令第七条第八号イの場合 技能習得先調書（様式第五号）

(2) 令第七条第八号ニの場合 公共職業安定所長が交付する雇用保険受給資格者証又は離職等を証する書類

第四条第五号中「第七条第五項」を「第八条第五項」に、「第二十八条第一項」を「第三十七条第二項」に改める。

第五条中「第十二条」を「第十四条」に、「第十九条の二第三項」を「第三十二条第三項」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 法第十四条（法第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に規定する貸付けの対象となる事業を行つてること又は行うことを証する書類

第九条中「第十条第三項」を「第十三条第三項」に、「第十九条の二第一項」を「第三十二条第一項」に、「第四条第二項各号」を「第五条第二項各号」に改める。

第十条第一項中「（令第六条第七号に掲げる資金及び令第二十七条第八号に掲げる資金をいう。以下同じ。）」を削り、「令第六条第二号から第五号まで若しくは第七号又は令第二十七条第三号から第五号まで若しくは第八号」を「令第七条第三号から第五号まで若しくは第八号又は令第三十六条第三号から第五号まで若しくは第八号」に改める。

第十二条中「第十二条」を「第十二条」に、「第十二条」を「第十三条」に、「第十九条」を「第三十八条」に改める。

第十三条第一項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に、「第二十八条第一項」を「第三十七条第一項」に、「第七条第二項」を「第八条第二項」に改める。

第十四条中「第七条第三項ただし書」を「第八条第三項ただし書」に、「第二十八条第一項」を「第三十七条第一項」に改める。

第十五条中「第十五条」を「第十六条」に、「第十九条」を「第三十八条」に改める。

第十六条中「第十六条ただし書」を「第十七条ただし書」に、「第十七条第一項」を

「第十八条第一項」に、「第十九条」を「第三十八条」に改める。

第十七条中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に、「第二十九条」を「第三十八条」に改める。

第十八条中「第十二条」を「第十五条」に、「第十九条の二第四項」を「第三十二条第三項」に改める。

第十九条中「第十四条第一項第三号」を「第十五条第一項第三号」に、「第十九条」を「第三十八条」に改める。

第二十一条第一項第三号中「第十二条第一項各号」を「第十二条第一項各号」に改める。

第二十二条第一項第三号を削り、第二十四条を第二十三条とする。

様式第一号中

申 請 者 姓 名	年 月 日	申 請 者 姓 名	年 月 日
生 年 月 日	年 月 日生 年 月 日	生 年 月 日	年 月 日生 年 月 日
住 所	住 所		
現 在 の 職 業	現 在 の 修 学 年		

「
」

平成15年3月28日

県
根
島

申 請 者 者	姓 名 姓 名	年 月 日 年 月 日	申 請 者 者	姓 名 姓 名
生 年 月 日 住 所	年 月 日 子 又 は 法 定 代 理 人	年 月 日 生 年 月 日 住 所	20歳以上 の 子 姓 名 姓 名	20歳以上 の 子 姓 名 姓 名
現在の 職 業 修学修業先(学年)	現在の 職 業 修学修業先(学年)			

は

福祉資金を借り受けたいので、関係書類を添えて申請します。

平成 年 月 日

申 請 者 氏 名 (印)

申 請 者 氏 名 (印)
兒 童 氏 名 (印)
20歳以上の子

上記の借入れについて連帯して債務を負担することを約します。

保 証 人 氏 名 (印)

福社資金を借り受けたいので、関係書類を添えて申請します。

平成 年 月 日 申 請 者 氏 名 (印)

申 請 者 氏 名 (印)
兒 童 氏 名 (印)
20歳以上の子

上記の借入れについて連帯して債務を負担することを約します。

保 証 人 氏 名 (印)

島根県知事 様

上記の借入れについて連帯して債務を負担することを約します。

保 証 人 氏 名 (印)

※ 福祉事務所 取扱い 受付 平成 年 月 日 号 取扱者 (印)

※ 福祉事務所 取扱い 受付 平成 年 月 日 号 取扱者 (印)

※ 福祉事務所 取扱い 受付 平成 年 月 日 号 取扱者 (印)

は

は

や語ふ、回送件の運びの「児童・20歳以上の子」のたゞ「又は法定代理人」や長べ、回送件の運びの「児童・20歳以上の子」のたゞ「又は法定代理人」や長べ、回

運びの運びの「児童・20歳以上の子」のたゞ「又は法定代理人」や長べ、回

12 申請者が児童の場合は、法定代理人（親権者又は未成年後見人）の署名押印を要する。

様式第十「印の運びの「をした日の属する月の中旬に」や「後速やかに」」を語ふ、回送件の運びの「第16条」や「第17条」、「第29条」や「第38条」を語ふ、回送件の運びの「第16条」や「第17条」、「第29条」や「第38条」を語ふ、回送件の運びの「県福祉事務所を経由して」や語ふ。

様式第十回印「（未成年後見人）」や「（親権者又は未成年後見人）」に該当する、同様式の「一「場合」の次に「（児童・20歳以上の者が借主となる場合を除く。）」を用べ、同様式の「二「父母のいない児童」や「借主が児童」に該当する、同様式の「三「と保証人」や「法定代理人及び保証人」に該当する、同様式の「四「及び保証人」や「法定代理人及び保証人」に該当する、同様式の「五「第16条」や「第17条」に該当する、「規定」の次に「又は同令第38条において準用する同令第17条の規定」を記入せよ。

様式第十回印「第15条（第29条において準用する第15条）」や「第16条（令第38条において準用する令第16条）」に該当する。

附則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

平成15年3月28日

島根県報

号外第46号 (18)

平成十五年三月二十八日発行

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月
金一千四百二十円

(送料共)

毎週火・金曜日発行